

現在海洋投入処分が行われている廃棄物の今後の対応についての考え方（案）

第 1 回及び第 2 回専門委員会における議論及び各省庁ヒアリングの結果を踏まえ、

- ・ ロンドン条約 96 年議定書を発効に遅れることなく早期に締結すること
- ・ 我が国が国際的に表明している「陸上処分の原則」を維持・強化すること

を確実に実施するために、現在海洋投入処分が行われている各廃棄物について、それぞれ以下のような対応が必要ではないか。

1. 廃火薬類

(1) 不良弾、不用弾、不良誘導弾

附属書 に掲げられた品目に該当しないと判断され、96 年議定書を締結するためには、現在実施されている海洋投入処分を廃止しなければならない。

既に発生する不良弾等の 3 分の 1 以上が、発生者である自衛隊の責任の下で、自衛隊及び民間により陸上処分が行われているところであり、海洋投入処分を廃止し全量を陸上で処分する際の技術的な障害はなく、またヒアリング等の結果から陸上処分に移行するに当たっての特段の問題はないと考えられることから、速やかに必要な措置をとって海洋投入処分を廃止する必要があるのではないか。

(2) 不発弾

附属書 に掲げられた品目に該当しないと判断され、96 年議定書を締結するためには、現在実施されている海洋投入処分を廃止しなければならない。

現在は、関係省庁間協力の枠組みにより自衛隊が自身の能力の範囲で処分を行っており、発生総量の約半分は自衛隊の演習場において爆破処理が行われ、演習場における処理能力を超える量や、大型爆弾や黄燐弾等の能力的、技術的に陸上処分が困難なものは海洋投入処分が行われている。

不発弾は国の責任において陸上処分に移行されるべきものである。国は、海洋投入処分されている不発弾を全て陸上で処分するための陸上処分体制を早急に整備する必要があるのではないか。

なお、大型爆弾や黄燐弾等については、外国ではこれらを含めて全ての不発弾を陸上で処分していることや、中にはそのための施設を整備している国もあることから、これらを陸上で処分することは技術的に可能と考えられることから、爆破処理を前提とせずに陸上での処分の実施を行う必要があるのではないか。

(3) 押収爆発物、猟銃用廃火薬類

附属書 に掲げられた品目に該当しないと判断され、96 年議定書を締結するためには、現在実施されている海洋投入処分を廃止しなければならない。

現在は自衛隊に処理が依頼されており、海洋投入処分が行われている。

しかしながら、海洋投入処分を廃止し全量を陸上で処分するに当たって、技術的な障害等の特段の問題はないと考えられることから、廃棄物の発生者若しくは引取者が責任を持って、

速やかに必要な措置をとって海洋投入処分を廃止する必要があるのではないか。

なお、現在実施している発生量削減に向けた取組を継続することも重要である。

2．不燃性一般廃棄物

(1) ごみピット汚水

附属書 に掲げられた品目に該当しないと判断され、96年議定書を締結するためには、現在実施されている海洋投入処分を廃止しなければならない。

現在海洋投入処分を行っているのは2自治体のみで、その量も多くはないとのことである。また、それ以外の自治体では陸上で処分されている。このため、海洋投入処分に代わって陸上処分を行うことについて技術的な障害はないと考えられ、早期に必要な体制を整えて海洋投入処分を廃止することは可能ではないか。

(2) ためます汚水

附属書 に掲げられた品目に該当しないと判断され、96年議定書を締結するためには、現在実施されている海洋投入処分を廃止しなければならない。

現在海洋投入処分を行っているのは1自治体のみで、その量も多くはないとのことである。また、それ以外の自治体では陸上で処分されている。このため、海洋投入処分に代わって陸上処分を行うことについて技術的な障害はないと考えられ、早期に必要な体制を整えて海洋投入処分を廃止することは可能ではないか。

3．浄化槽に係る汚泥・し尿

附属書 の「下水汚泥」に該当すると判断され、96年議定書を締結後も海洋投棄を検討することができる。

廃掃法施行令により平成19年2月に海洋投入処分が全面的に禁止されることとされており、これに対応するために陸上での処理施設の整備が進められている。施設整備を早急に行い、可能な限り海洋投入処分の中止を前倒しすることができないか。

また、今後は海洋投入処分の実施にあたっては附属書 の項目についての評価が必要となる。

4．砂糖製造業廃糖蜜廃液

附属書 の「天然に由来する有機物質」に該当すると判断され、96年議定書を締結後も海洋投棄を検討することができることとなるが、2003年中に海洋投入処分を廃止する予定となっており、今後海洋投入処分は行われたいものと考えられる。

5．赤泥

附属書 の「不活性な無機性の地質学的物質」に該当すると判断され、96年議定書を締結後も海洋投棄を検討することができる。

有効活用する方法について検討されているが今のところ大量に活用可能な方法が存在しないことや、発生総量が多量であるため陸上での処分場の確保が難しいと考えられることなどから、海洋投入処分を直ちに廃止することは困難と考えられるが、有効な活用方法や、陸上処分場の確保などの代替処分方法の検討をさらに進め、海洋投入処分量を削減していくことが必要ではないか。

また、今後は海洋投入処分の実施にあたっては附属書 の項目についての評価が必要となる。

6．建設汚泥

附属書 の「不活性な無機性の地質学的物質」に該当すると判断され、96年議定書を締結後も海洋投棄を検討することができる。

有効利用が進められているものの、発生総量が多量であることから、陸上での処分場の確保が難しいと考えられることなどから、海洋投入処分を直ちに廃止することは困難と考えられるが、建設リサイクル推進計画の着実な推進により有効利用量を増やし、廃棄物の海洋投入処分量を削減していくことが必要ではないか。

また、今後は海洋投入処分の実施にあたっては附属書 の項目についての評価が必要となる。

7．下水汚泥

附属書 の「下水汚泥」に該当すると判断され、96年議定書を締結後も海洋投棄を検討することができる。

現在海洋投入処分を行っているのは2自治体のみである。また、それ以外の自治体では半分以上が有効利用され、残りは陸上で処分されている。このため、海洋投入処分に替えて陸上処分を行うことについて技術的な障害はないと考えられ、早期に必要な体制を整えて海洋投入処分を廃止することは可能ではないか。

また、今後は海洋投入処分の実施にあたっては附属書 の項目についての評価が必要となる。

8．動植物性残さ

(1) 梅漬調味廃液

附属書 の「天然に由来する有機物質」に該当すると判断され、96年議定書を締結後も海洋投棄を検討することができる。

発生量の多くが有効利用され、また一部陸上処分も行われているようであり、海洋投入処分を廃止するにあたっての技術的な障害はないと考えられるが、廃棄物を発生する者の数が比較的多く、またその多くが零細業者であることから、体制の整備を進め、海洋投入処分の中止に向けて取り組んでいくことが必要ではないか。

また、今後は海洋投入処分の実施にあたっては附属書 の項目についての評価が必要となる。

(2) かんきつ缶詰製造時の残さ(内皮・すじ・有機物) 外皮

附属書 の「天然に由来する有機物質」に該当すると判断され、96年議定書を締結後も海洋投棄を検討することができるが、2004年中に海洋投入処分を廃止する予定となっており、今後海洋投入処分は行われたいものと考えられる。

9．家畜ふん尿

附属書 の「天然に由来する有機物質」に該当すると判断され、96年議定書を締結後も海洋投棄を検討することができる。

しかし、海洋投入処分を行っている廃棄物の発生者は畜産農家2戸のみであり、それ以外

の農家からの発生する廃棄物の多くが有効利用され、また一部陸上処分も行われているようであり、海洋投入処分を廃止するにあたっての技術的な障害はないと考えられることや、「家畜排せつ物法」により家畜排せつ物の適切な管理体制の整備が進められていることも踏まえ、早期に必要な体制を整えて海洋投入処分を廃止することは可能ではないか。

また、今後は海洋投入処分の実施にあたっては附属書 の項目についての評価が必要となる。

10. しゅんせつ物

附属書 の「しゅんせつ物」に該当すると判断され、96年議定書を締結後も海洋投棄を検討することができる。

基本的には、港湾埋立、養浜、干潟造成、覆砂等に有効利用されるが、有効利用が不可能となるものが海洋投入処分されている。量が多いことや、港湾整備等の状況により必ずしも全量を有効利用できるとは限らないことから、今後とも海洋投入処分を継続せざるを得ないものと考えられるが、今後は、現在の一般水底土砂のみを海洋投入処分できるものと限るべきではないか。また、今後は海洋投入処分の実施にあたっては附属書 の項目についての評価が必要となる。